

令和7年度三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金実施要項

1 概要

県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能1号外国人（以下「技能実習生等」という。）の介護技能向上等を目的として実施する集合研修に係る経費を補助する。

2 補助対象団体

民間団体（※1）のうち、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者

（※1）社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等

3 対象経費及び補助基準額

	補助上限額		
	基準額 （※2）	対象経費	補助率
三重県外国人介護人材集合研修実施事業	一団体あたり 100万円 （※3）	事業の実施に要する経費のうち 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費 （消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、 光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信 運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、 賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上 の備品を除く。）	10/10

（※2）基準額は消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

（※3）一団体あたり100万円とする。ただし、複数地域で実施する場合は一地域あたり50万円を上乗せすることができる。（上限200万円）

以下に該当する場合は、合理的な方法により費用の按分を行い、本事業に係る経費のみを補助対象とすること。

- ・本事業の研修以外にも使用することを想定している備品等を補助対象とする場合
- ・本事業の対象者（技能実習生等）以外が、同時に受講する研修の場合

4 事業要件

特定の個人や事業所のみを対象に限定した研修ではないこと。

以下の（１）から（５）までの要件を満たす、県内で就労する技能実習生等を対象とした集合研修であること。

（１）研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

（２）研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にとして、介護の領域の講義を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

（３）研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

（４）研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

（５）研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関する WEB コンテンツ 「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。

5 オンライン方式による研修実施の場合の留意点

オンライン方式による研修の実施も可能とするが、その実施にあたっては、以下の（１）から（３）までに留意すること。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、オンライン方式による研修の場合であっても「４事業要件」の内容を踏まえて設定すること。

（１）実施要件

例えば、実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合はオンライン方式による研修を実施して差し支えない。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式による実施が困難である場合
- ・研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

（２）教材・マニュアル

教材については、「４（５）研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

（３）対象経費

本事業の研修実施のために必要な経費であれば、オンライン方式による研修であっても対象とする。

6 交付申請

本事業による補助を受けようとする場合、交付要領第６条に定める申請書（第１号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（１）集合研修の概要がわかる資料（例：チラシ案、企画案）

7 交付申請書の提出期限

令和７年９月１９日（金） ※必着

※提出期限内に到達した申請については全て受付します。（先着順ではありません。）

8 実績報告

本事業に係る実績報告には、交付要領第１４条に定める実績報告書（第８号

様式)を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 対象経費を支払ったことがわかるもの(例:領収書の写し)

9 留意事項

(1) 補助金交付要領、申請書類様式等については、以下の県ホームページに掲載しています。申請前に、これらの書類について必ず確認してください。

https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/000228801_00001.htm

(2) 対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

(3) 本補助金に係る関係書類(帳簿や証拠書類等)は、事業完了後の翌年度から5年間保管していただく必要があります。

(4) 申請内容を踏まえ、申請額から減額した金額で交付決定を行うことがあります。

10 提出先

[郵送の場合]

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班 宛て

※封筒に「三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金」と記入すること

[電子申請の場合]

<https://logoform.jp/form/8vMX/1148776>

11 問合せ先

三重県医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班

Tel 059-224-2262

Email chojus@pref.mie.lg.jp